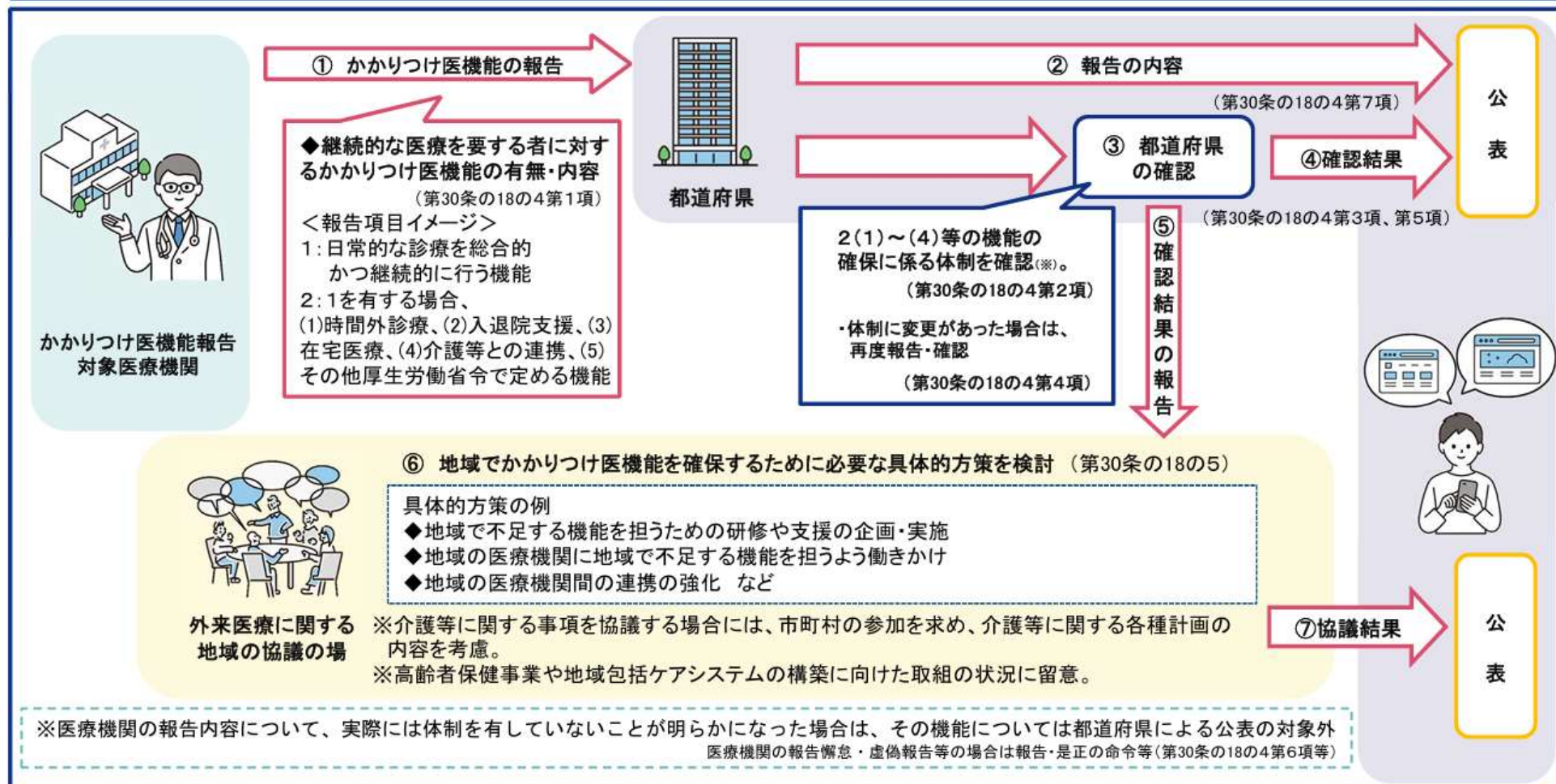


かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



かかりつけ医機能の要件と報告項目（1号機能）

① 継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能（1号機能）

具体的な機能	継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療を行うとともに、継続的な医療を要する者に対する日常的な診療において、 患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供する機能
背景及び政策課題	複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者の更なる増加を背景として、発生頻度が高い疾患に係る診療や患者の生活背景を把握した上で適切な診療や保健指導等を行うニーズが高まっていくことから、よくある疾患への一次診療や医療に関する患者からの相談への対応など、患者の多様なニーズに対応できる体制を構築できるようにすること。
報告事項	1号機能を有する医療機関であるかは、以下について「実施している」あるいは「実施できる」ことが要件 ● 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示による公表をしていること ● 17の診療領域※ごとの一次診療の対応可能の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること ● 医療に関する患者からの相談に応じることができること（継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む） 等 ※ 皮膚・形成外科領域、神経・脳血管領域、精神科・神経科領域、眼領域、耳鼻咽喉領域、呼吸器領域、消化器系領域、肝・胆道・膵臓領域、循環器系領域、腎・泌尿器系領域、参加領域、婦人科領域、乳腺領域、内分泌・代謝・栄養領域、血液・免疫系領域、筋・骨格系及び外傷領域、小児領域のこと。

※ 1号機能を有する医療機関は、2号機能に係る報告を行う

かかりつけ医機能報告に係る協議の場について

かかりつけ医機能の要件と報告項目（2号機能）

	② 通常の診療時間外の診療（イ）	③ 入退院時の支援（ロ）	④ 在宅医療の提供（ハ）	⑤ 介護サービス等と連携した医療提供（ニ）
具体的な機能	通常の診療時間以外の時間に診療を行う機能	在宅患者の後方支援病床を確保し、地域の退院ルール等に参加し、 入退院時に情報共有・共同指導 を行う機能	在宅医療を提供する機能	介護サービス等の事業者と 連携 して医療を提供する機能
背景及び政策課題	高齢化の進展等により多くの地域で 医療・介護ニーズが高い85歳以上の患者の割合が増加 。また、 高齢者の救急搬送件数が増加 しており、これにより救急対応を行う医療機関の負担増。こうした課題に対応できるよう、地域での医療機関間の連携体制を構築し、患者が時間外に体調の悪化等があった場合にも、 身近な地域の医療機関において適切な診療等を受けられる体制を構築 すること。	様々な疾患を複合的に有する 高齢者が増加 することが見込まれる中で、 在宅療養中の高齢者等の病状の急変 等により、病院等への入院が必要となるケースや、その後の退院先との調整が必要となるケースが増加することが想定。そのため、 地域の医療機関等が連携し、入退院を円滑に行うための体制を構築 すること。	在宅患者数は、多くの地域で 今後増加 する見込み。こうした状況を踏まえて、 定期的な訪問診療、在宅患者の急変時における往診や連絡対応、看取り等に対応できる体制を構築 すること。	医療と介護の複合ニーズを持つ者が 一層多くなる ことが見込まれ、身近な地域において患者を支えるために医療と介護等の提供を切れ目なく行うことがより一層重要。そのため、 医療機関が地域における介護の状況等について把握 するとともに、医療・介護間等で適切に患者の情報共有を行いながら 医療や介護サービス等を切れ目なく提供できる体制を構築 すること。
報告事項	● 自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況 等	● 自院又は連携による後方支援病床の確保状況 等	● 自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況 等	● 介護保険施設等における医療の提供状況 等

かかりつけ医機能報告に係る協議の場について

【国】協議の場開催方針

- 【協議の目的】 かかりつけ医機能報告により収集したデータ等によって明らかとなった医療・介護資源の実情や地域で不足するかかりつけ医機能に係る課題について、地域における医療関係者や市町村等とも認識を共有しながら、**地域で不足するかかりつけ医機能を確保するための具体的方策について検討**
- かかりつけ医機能に関する「協議の場」の圏域は、実施主体である都道府県が市町村と調整して決定し、その際、**協議するテーマに応じて**、時間外診療、在宅医療、介護等との連携等は市町村単位等で協議を行い、入退院支援等は二次医療圏単位等で協議を行い、全体を都道府県単位で統合・調整するなど、「協議の場」を重層的に設定

【都】協議の場設定

- 既存の会議体を協議の場として活用し、会議体に応じて議論（報告）する範囲を分けて、**重層的な協議の場**を設定（最終的に地域医療構想策定部会にも報告）

地域医療構想調整会議【二次保健医療圏単位】

- ・ 二次保健医療圏別（区市町村別）の「**1号機能**を有する医療機関」等のデータを報告（※）
- ・ 在宅療養WG（及び事前議論の場）の議論の状況を報告

在宅療養WG【二次保健医療圏単位】

事前議論の場【区市町村単位】（「地域単位の分科会」として実施することも可）

- ・ 事前議論の場（区市町村単位）で、**2号機能の4つの機能**について、都が整理したデータに基づいて設定したテーマ例を参考に、現状や課題の把握を中心に協議

《設定テーマ例》

- ・ 地域としての時間外診療体制の整備・強化や、他の医療機関との連携による診療体制確保等について協議
- ・ 地域の在宅医療提供体制と利用度の分布把握による在宅医療の提供体制又は利用促進強化等について協議

- ・ 議論した内容を在宅療養WGで共有及び意見交換

（※）3年毎の外来医療計画改定年度は2号機能に係る報告データも用いて、調整会議でも地域で不足する外来機能等について協議